

成績評価・修了の認定、卒業進級、成績分布と客観的指標に関する規定

【成績評価・修了の認定に関する諸規定】

【学則】

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、30時間をもって1単位とする。

- 2 授業科目の換算は1時限の授業を50分の履修を1時間として計算するものとする。

(学習の評価)

第10条 定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認められた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

- 2 定期試験の方法は筆記試験、実技試験、レポートのいずれかで行う。
- 3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。
- 4 それぞれの授業科目について70%以上の出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失しE評価とする。
- 5 GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

【学則施行細則】

(筆記試験)

第5条 定期試験を筆記試験にて評価する場合は、授業内で確認した専門的な知識・技術の理解、定着度を60点満点にて確認し、40点分の小テストとの合算にて評価する。

- 2 筆記試験における資料の持込の可否については事前に告知するものとする。
- 3 筆記試験における設問ごとの配点は筆記試験問題に明記し周知するものとする。

(実技試験)

第6条 定期試験を実技試験にて評価する場合は、制限時間内における規定製品の製造を通じて、授業内で確認した専門的な技術の定着度を60点満点にて確認し、40点分の小テストとの合算にて評価する。

- 2 実技試験の評価項目は、作業マナーと衛生管理(挨拶・作業時の周囲への声かけ、身だしなみ、作業前の手指消毒)、作業工程、規定時間の遵守、製品の仕上がり(状態、視覚的仕上がり、味覚的仕上がり)の3要素で採点する。各項目における採点基準については下記の通りとする。

評価項目	配点	到達度合い				
		100% (秀)	80% (優)	60% (良)	40% (可)	20% (不可)
作業マナーおよび 衛生管理	10	10	8	6	4	2
作業行程 および 規定時間の遵守	20	20	16	12	8	4
製品の仕上がり	30	30	24	18	12	6

3 実技試験の諸規定や制限時間および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については科目ごとに講義概要に定める。

(レポート試験)

第7条 定期試験をレポート試験にて評価する場合は、指定の期日、テーマ並びに諸規定に基づいたレポート作成・提出を通じて授業内で確認した専門的な知識・技術の定着度を60点満点にて確認し、40点分の小テストとの合算にて評価する。

2 レポート試験の評価項目は、提出期限の遵守、諸規定の遵守、テーマに基づいた所見や意見の明確性の3要素で採点する。各項目における採点基準については下記の通りとする。

評価項目	配点	到達度合い				
		100% (秀)	80% (優)	60% (良)	40% (可)	20% (不可)
提出期限の厳守	10	10 期限内	—	—	—	2 期限超過
諸規定の遵守	20	20	16	12	8	4
テーマに対する 所見や意見の 明確性	30	30	24	18	12	6

3 レポート試験のテーマや諸規定および各評価項目の詳細や到達度合いの詳細については科目ごとに講義概要に定める。

(外部実習)

第8条 外部実習の評価は実習前教育、実習施設の評価、実習後教育の3要素で評価する。

2 評価は、S・Uで行う。

3 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たすものである。

- (1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好であること。
 - (2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。
 - (3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。
 - (4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。
 - (5) 実習前教育において実習の目的意義を理解し、適性が認められた者であること。
- 4 前項の実習参加の判定は、学校長が行う。
 - 5 参加が認められない者は同等の教育プログラムで修了認定を行う。
 - 6 現場実習の出席時間数が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。

【卒業・進級に関する規定】

【学則】

(卒業・修了の認定)

第22条 教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して該当教科目の修了を認定する。但し、実習については実習の成績によって修了を認定する。

- 2 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査のうえ判定する。

(卒業)

第24条 本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。

【学則施行細則】

(卒業・進級基準)

第15条 当該年次開講科目の全科目について A～Dまでの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。

- 2 卒業時まで全科目を履修し、学年ごとに必修単位数を取得し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
- 3 不合格科目(E評価・F評価)が1科目でもある者は留年となる。
- 4 1年生は当該年次の3月末日、卒業年次生は卒業式の前日までに学費が完納されていない場合は原則として進級・卒業を認めない。
- 5 前2項に定める進級、卒業の審査は学則第22条に定める卒業進級判定会議において行う。

【成績分布並びに客観的指標に関する規定】

～GPA(Grade Point Average)制度による評価規定～

GPA 制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント(以下「GP」という。)に置きかえた平均を数値により表すものです。

この規定は、学則第10条1項・4項・5項(学習の評価)を受け、GPAによる評価方法を規定します。

【学則施行細則】

(科目評価及び GPA 算出方法)

第4条 各科目について定期試験、毎回授業にて実施する小テストの2要素で A からFの6段階評価を行う。

- 2 科目の評価は、定期試験60%、毎回授業の小テスト等40%の配分を総合し評価し、A
から F の6段階で評価を行う。
- 3 6段階評価の評点を GPA ポイントは下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA ポイント
A	合格	100～90点	4.0
B		89～80点	3.0
C		79～70点	2.0
D		69～60点	1.0
E	不合格	出席不良	0
F		59点以下	0

A、B、C、Dを合格とし E、Fを不合格とする。

- 4 6段階評価の対象外科目に関しては、GPA ポイントの対象外とし、評価は下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA ポイント
S	合格	認定	—
U	不合格	認定せず	—
TC	他校で履修した単位の 認定		—

- 5 それぞれの授業科目について、70%以上の出席が認められた場合に、定期試験の成績によって評価される。出席数が基準に満たなかった場合、出席不良としE判定とする。